

# 川崎市木造住宅耐震改修等事業助成制度要綱

平成 28 年 4 月 1 日

27 川ま建管第 3357 号

市 長 決 裁

## (目的)

第1条 この要綱は、川崎市耐震改修促進計画（令和3年3月31日2川ま防第496号）に基づき、木造住宅の所有者等に対して、耐震改修等を実施するための費用の一部を助成し、耐震改修等の促進を図ることで、震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

## (通則)

第2条 この要綱は、耐震改修等を実施するための費用の一部を助成することについて、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 この要綱に基づく事業の実施は、川崎市補助金等の交付に関する規則第5条第2項及び補助金等交付事業に係る市内中小企業者への優先発注に向けた基本方針（令和元年11月14日31川財契第4905号）に則り、原則として市内中小企業者（川崎市内に登記簿上に記載された本店がある事業者で、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条各号及び同法関連政令に定める中小企業者）であることと定めている登録制度を活用して行う。

## (用語の定義)

第3条 この要綱における用語の意義は、建築物の耐震改修の促進に関する

法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）及び木造住宅の耐震診断と補強方法（2004年版、2012年版。一般財団法人日本建築防災協会。以下「木造住宅の耐震診断と補強方法」という。）で定めるものほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 診断士 川崎市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱（平成22年4月1日22川ま情第119号）第2条第1号に規定する診断士をいう。
- (2) 施工者 市長が川崎市木造住宅耐震改修施工者として登録した者をいう。
- (3) 木造住宅 昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手し、木造在来工法で建築された平屋建て又は2階建ての一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅（店舗等の用途を兼ねるものも含む。）をいう。
- (4) 判定委員会 川崎市木造住宅耐震診断判定委員会（一般社団法人川崎市建築設計事務所協会内）又はこれと同等の能力を有するものと市長が認める団体をいう。
- (5) 耐震改修計画 精密診断（診断士が行うものに限る。以下同じ。）及び、精密診断の結果上部構造評点が1.0未満の木造住宅について、上部構造評点を1.0以上にするために、「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき診断士が作成する耐震改修の計画をいう。
- (6) 部分耐震改修計画 精密診断及び、精密診断の結果上部構造評点が1.0未満の木造住宅について、上部構造評点を0.7以上に、又は、1階部分について上部構造評点を1.0以上にするために、「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき診断士が作成する耐震改修の計画をいう。
- (7) 工事監理 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第8項に規定する工事監理（診断士が行うものに限る。以下同じ。）をいい、見積書の確認を含む。

(8) 補強工事 第5号に規定する耐震改修の計画に基づき施工者が行う耐震改修をいい、工事監理を含む。

(9) 部分補強工事 第6号に規定する耐震改修の計画に基づき施工者が行う耐震改修をいい、工事監理を含む。

(10) 非課税世帯 この要綱に基づき行う耐震改修等（耐震改修計画（部分耐震改修計画を含む。以下別表及び様式を除き同じ。）又は補強工事（部分補強工事を含む。以下別表及び様式を除き同じ。）をいう。）の事業（以下「事業」という。）の対象となる木造住宅に居住するすべての世帯の全員について、直近の年度の市民税の非課税証明書を提示できる世帯をいう。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

ア この要綱による助成金の交付を受け、事業を実施しようとする者（以下「申請者」という。）が、当該木造住宅の一部又は全部を賃貸の用に供する場合

イ 当該木造住宅を申請者の居住の用に供していない場合（補強工事が完了するまでに主たる居住の用に供しているものを除く。）

ウ 当該木造住宅を法人が所有する場合

エ 申請者が当該木造住宅の所有者の配偶者又はその1親等内の親族で、所有者が直近の年度の市民税の非課税証明書を提示できない場合

（施工者の登録等）

第4条 施工者の登録及び業務について必要な事項は、まちづくり局長が別に定める。

（事業要件）

第5条 事業の対象は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 耐震改修計画 次に掲げる要件を満たすもの

- ア 市内に所在する木造住宅であるもの
- イ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）等に違反していることが明らかでないもの（同法等に違反していることが明らかであるが、補強工事の完了までに是正するものを含む。）
- ウ 法第 7 条第 3 号に掲げる建築物でないもの
- エ この要綱又は他の要綱に基づく助成金の交付等による耐震改修等又は耐震シェルター等の設置並びに耐震補強金物の支給を実施していないものの

(2) 補強工事 次に掲げる要件を満たすもの

- ア この要綱又は他の要綱に基づく助成金の交付等による補強工事又は耐震シェルター等の設置並びに耐震補強金物の支給を実施していないもの
- イ 前号アからウまでに掲げる要件を満たしているもの

2 事業の対象となる者は、事業を行う木造住宅の所有者又は所有者から委任を受けた者とする。

(申請及び通知)

第 6 条 申請者は、川崎市木造住宅耐震改修等事業助成金交付申請書（第 1 号様式）に必要書類を添えて、市長へ助成金の交付を申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、前条第 1 項各号に掲げる事業区分に応じてそれぞれ定める要件及び前条第 2 項に定める要件を満たしているかを審査し、助成金を交付することを決定したときは、川崎市木造住宅耐震改修等事業助成金交付決定通知書（第 2 号様式）により申請者に通知するものとする。

- 3 申請者は、前項の規定により交付決定を受ける前に、診断士又は施工者と当該事業に係る契約の締結又は事業に着手してはならない。
- 4 市長は、第2項の審査の結果、助成金を交付しないことを決定したときは、川崎市木造住宅耐震改修等事業助成金不交付決定通知書（第3号様式）にその理由を付して申請者に通知するものとする。
- 5 申請者は、前条に定める要件を満たしているかどうかについて、あらかじめ事前相談を行うよう努めることとする。

（着手届）

- 第7条 前条第2項の規定による通知を受けた申請者は、同項の通知の日から75日以内に補強工事に着手しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
- 2 前項の規定により着手した申請者は、当該着手の日から4日以内に川崎市木造住宅耐震改修等事業着手届（第4号様式）に必要書類を添えて、市長に届け出なければならない。ただし、市長がこの期間内に届け出ることができない事由があったと認めた場合においては、この限りではない。
  - 3 前項の届出において、この要綱に基づき、既に提出している添付書類については、添付することを要しない。

（変更申請及び通知）

- 第8条 第6条第2項の規定による通知を受けた申請者は、当該通知を受けた助成金の額に変更が生じるときは、川崎市木造住宅耐震改修等事業助成金交付変更申請書（第5号様式）に必要書類を添えて、あらかじめ市長に助成金の額の変更を申請しなければならない。ただし、助成金の額の変更が、まちづくり局長が別に定める軽微な減額の場合は、この限りでない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合において、変更の内容が適正であるかを審査し、助成金の額を変更することを決定したときは、川崎市木造住宅耐震改修等事業助成金交付変更決定通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の審査の結果、承認しないことを決定したときは、川崎市木造住宅耐震改修等事業助成金交付変更不承認決定通知書（第7号様式）にその理由を付して申請者に通知するものとする。
- 4 第6条第2項の規定による通知を受けた申請者は、助成金の額以外の事項を変更しようとするときは、川崎市木造住宅耐震改修等事業変更届（第8号様式）に必要書類を添えて、市長に届け出なければならない。
- 5 第1項の申請又は前項の届出において、この要綱に基づき既に提出している添付書類については、添付することを要しない。

（取止届）

第9条 第6条第2項の規定による通知を受けた申請者は、事業を取り止めようとするときは、速やかに川崎市木造住宅耐震改修等事業取止届（第9号様式）により市長に届け出なければならない。

（完了までに満たすべき要件）

第10条 事業の完了までに満たすべき要件は、次の各号に掲げる事業区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

（1） 耐震改修計画

耐震改修計画の結果について、判定委員会により適正と評価を受けていること（精密診断の結果、上部構造評点が1.0以上ある場合は、精密診断の部分に限る。）。

## (2) 補強工事

補強工事の結果について、判定委員会により適正と評価を受けていること。

### (完了報告)

第 11 条 第 6 条第 2 項の規定による通知を受けた申請者は、事業を完了したときは、同条第 1 項に基づく申請を行った年度の 1 月末日又は事業が完了した日から 3 月を経過する日のいずれか早い日までに川崎市木造住宅耐震改修等事業完了報告書（第 10 号様式）に必要書類を添えて、市長に報告しなければならない。ただし、市長がこの期間内に届け出ることができない事由があったと認めた場合においては、この限りではない。

2 市長は、前項の報告があったときは、その内容を審査しなければならない。

3 市長は、前項の審査において、必要と認めるときは現場調査等を実施することができる。

### (助成金額の確定)

第 12 条 市長は、前条第 2 項又は第 3 項の審査等の結果により、事業が適正に行われ、かつ、報告の内容が第 10 条に定める要件を満たしていると認めるとときは、交付すべき助成金の額を確定し、川崎市木造住宅耐震改修等事業助成金額確定通知書（第 11 号様式）により申請者に通知するものとする。

### (助成金の交付請求)

第 13 条 前条の規定による通知を受けた申請者は、通知の日から 30 日以内に、川崎市木造住宅耐震改修等事業助成金交付請求書（第 12 号様式）に

より、市長に助成金の請求をしなければならない。

2 市長は、前項の請求に基づき、助成金を交付するものとする。

(代理受領)

第 14 条 申請者は、第 7 条第 2 項の着手届により届け出た請負業者等に、前条による助成金の受領を委任する場合（以下、「代理受領」という。）は、第 11 条に定める報告と同時に、代理受領に係る委任状（第 13 号様式）を市長に提出しなければならない。

(指導等)

第 15 条 市長は、必要があると認めるときは、第 6 条第 2 項の規定による通知を受けた申請者に事業を適切に行うよう指導することができる。

2 市長は、指導の結果の報告を求めることができる。

3 申請者は、その結果を市長に報告しなければならない。

(助成金交付決定の取消)

第 16 条 市長は、第 6 条第 2 項の規定による通知を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、市長は、申請者に対し川崎市木造住宅耐震改修等事業助成金交付決定取消通知書（第 14 号様式）により通知するものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為により第 6 条第 2 項又は第 8 条第 2 項の通知を受けたとき。
- (2) 正当な理由なしに、助成金の交付請求を行わなかったとき。
- (3) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

(助成金の返還)

第 17 条 市長は、前条の規定により助成金交付決定を取り消した場合において、その取り消しに係る助成金を既に交付しているときは、当該助成金の交付を受けた申請者に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(助成金の額)

第 18 条 市長は、予算の範囲内において、事業に要した費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に申請者の世帯の市民税の課税状況に応じ別表の補助率を乗じて得た額又は同表の限度額のいずれか低い額（1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を助成する。

(補強工事等の再開)

第 19 条 第 11 条第 1 項の規定により耐震改修計画の完了の報告を行った申請者は、補強工事について、改めてこの要綱による助成金の交付を申請することができる。

2 第 6 条から前条（第 10 条第 1 号を除く。）までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第 7 条第 1 項中「75 日以内に」とあるのは「30 日以内に」と読み替えるものとする。

(申請者の努力義務)

第 20 条 第 11 条第 1 項の規定により耐震改修計画の完了の報告を行った申請者は、本制度の目的に鑑み、当該木造住宅について補強工事を行うよう努めなければならない。

2 第 11 条第 1 項の規定により部分補強工事の完了の報告を行った申請者は

、当該木造住宅について、上部構造評点が 1.0 以上になる耐震改修を行うよう努めなければならない。

(木造住宅の使用等の制限)

第 21 条 第 13 条第 2 項の規定により助成金の交付を受けた申請者は、補強工事により地震に対する安全性が向上した当該木造住宅を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、又は担保に供してはならない。ただし、市長が認めた場合はこの限りではない。

(委任)

第 22 条 この要綱の施行について必要な事項は、まちづくり局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 旧木造住宅耐震改修工事助成金交付要綱（25 川ま情第 3850 号）第 12 条第 3 項の規定により行われた完了の報告は、この要綱の第 10 条第 1 項の規定によりなされた完了の報告とみなす。

3 この要綱の施行日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に限り、旧木造住宅耐震改修工事助成金交付要綱（25 川ま情第 3850 号）第 12 条第 3 項の規定により完了の報告を行ったものは、この要綱の第 11 条における助成金の額の規定について、別表を次の表と読み替えることができる。

	非課税世帯		一般世帯 (非課税世帯以外の世帯)	
	補助率	限度額	補助率	限度額
補強工事	3／4	2,775,000 円	1／2	1,850,000 円

附 則（平成 29 年 2 月 1 日 28 川ま建管第 2731 号）

（施行期日）

この要綱は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日 30 川ま建管第 1370 号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱に基づく申請については、この要綱に基づく様式と同等の内容が確認できるものと認めた場合に限り、この要綱に基づく様式とみなす。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日 31 川ま防第 620 号）

（施行期日）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日 2 川ま防第 482 号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正前の様式で手続き中の場合においては、旧様式をそのまま使用することができる。

附 則（令和4年3月31日 3川ま防第717号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式で手続き中の場合においては、旧様式をそのまま使用することができる

附 則（令和5年3月31日 4川ま防第666号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式で手続き中の場合においては、旧様式をそのまま使用することができる

別表（第18条関係）

	非課税世帯		一般世帯 (非課税世帯以外の世帯)	
	補助率	限度額	補助率	限度額
耐震改修計画	4／5	150,000円	4／5	150,000円
部分耐震改修計画	3／4	150,000円	2／3	150,000円
補強工事	4／5	1,350,000円	4／5	850,000円
部分補強工事	3／4	950,000円	2／3	600,000円